

保育園と保育士さんのための 個人情報保護とプライバシーへの配慮

2011年12月 作成

2018年 6月 改訂

2022年 5月 改訂

Copyright (C) 2022 株式会社 福祉規格総合研究所 All Rights Reserved

※2011年9月～11月まで、スタッフブログに連載した「保育園と保育士さんのための個人情報保護（プライバシー配慮）」をもとに、令和2（2020）年の個人情報保護法改正に対応し、タイトル・本文・事例ともに加筆・修正して編集したものです。

◆目次

はじめに


第1回	玄関先での立ち話	<プライバシーへの配慮>
第2回	見知らぬ男性	<園内への人の出入り>
第3回	掲示板の写真	<同意をとる>
第4回	この写真を撮ったのは誰？	<委託のための手続き>
第5回	お茶目な園児の噂で盛り上がる	<本人不在での噂話とプライバシー>
第6回	担任の先生の携帯電話の待ち受けは・・・	<個人情報の管理>
第7回	退職する先生が思い出にとパシャリ	<個人情報の利用目的>
第8回	アレルギー献立表	<個人情報と安全>
第9回	保護者との会話や相談	<プライバシーへの配慮>
第10回	収入証明書	<機微な個人情報>
第11回	留守番電話	<録音データとプライバシー>
第12回	見守りカメラ（防犯カメラ）の映像	<保存された映像の保管>
第13回	子どもの写真<シェアレンティング>	<子どもの未来を守る>

はじめに

これから、保育園でありがちなシーンを拾い上げ、そこに潜む個人情報やプライバシーの問題を取り上げて、保育園と保育士のみなさまに是非、気をつけていただきたいポイントをご紹介しますと思います。

日々見聞きした場面を取り上げてまいります。多少の脚色を加えますが、その点はお目こぼしください。

最初に、個人情報とプライバシーはとても似ていますが、とても違うというお話をします。

個人情報を英語にすると、プライバシーですが、その逆でプライバシーを日本語にしても個人情報と同じものにはなりません。研修でお話するときには、個人情報は「ブツ」で、プライバシーは「心」だをご紹介します。



個人情報はブツなので、これを「取り扱う」といい、プライバシーは心ですから、これに「配慮する」というように分けて使うようにしています。

この点に気をつけて、以下ご活用いただければ幸いです。

第1回 玄関先での立ち話

■シーン

今日も何とか、時間までお迎えに間に合って、まずは保育園の玄関前でほっと胸をなでおろす。玄関の中に、園長先生と保育士さんがいらっしゃるのが目に入り焦った。「あ～、やれやれ」なんて呟いていたのを見られたかもしれない。

でも、お二人は熱心に話しこんでいて、こちらには気がつかない風だった。どうやら、最近、入園したばかりの保護者のことが話題になっているようで、こちらもつい耳がダンボになってしまう。

「うつ」とか「通院」とか「前のご主人」などの単語をキャッチ。これ以上は、耳を塞ぐのが大人というものだ。



◆解説

玄関という人の出入りの多い場所で、職員同士が利用者の家庭のことを話題にしている点は、大いに気をつけなければならないとはすぐにご理解いただけたかと思います。

そんな無神経なことをする保育園はない！と、お怒りを買うかもしれません。ただ、思っている以上に、職員同士の会話について神経を尖らせている保護者などが多いことは、念頭においておきましょう。

ここではまだ、個人情報も登場していません。なぜなら、どこにもブツとしての情報は無いからです。人の会話においては、個人情報は存在しないわけですね。

ここでの主役は、職員の守秘義務と、プライバシーです。

守秘義務は、いわずと知れた「業務上知りえた情報は、みだりにひとに漏らしてはいけない」という義務です。児童福祉法に規定されています。これに違反すると、保育士さんは10年以内の禁固、5万円未満の罰金という、福祉系の資格の中では最も重い罰則がまっています。

誰が聞いているかわからないところでの、利用者に関する話題は極力避け、話題にする時には、周囲への配慮を怠りなくお願いします。

また、今回のシーンで登場していた「うつ」「離婚」といった健康や結婚歴に関わる情報は、人に関する情報の中でも大変機微な情報に分類されるものであることも認識しておいてください。

※2017年の改正個人情報保護法より、病歴や心身の障害などは個人情報のなかでも特にその扱いを慎重にしなければならないとする「要配慮個人情報」と定められました。「要配慮個人情報」の利用にあたっては、必ず、事前に、本人（代理人）の明確な同意が必要となりますので、従来の個人情報の同意の取り方など見直しが必要です。

※個人情報保護法で定義されている「個人情報」と、一般に認知されている「個人情報」とはかなりの乖離があります。「個人情報」という単語に振り回されず、ことの本質を考えて対応を心がけましょう。

第2回 見知らぬ男性

■シーン

玄関で、園長先生たちに挨拶をして中に入ると、事務室付近でスーツ姿の男性に遭遇。誰のパパだろう？と思っていたら、どうやらおもちゃメーカーの営業マンらしい。危うく、子どもの名前を聞くところだった・・・。



◆解説

今回のポイントは、園の職員でもない、保護者でもない、外部者つまり第三者の存在についてです。

外部のお客様が保育園を訪れるケースは限られていますが、時に取引先の業者さんや、行政関係の人なども訪れることがあります。（もちろん、第三者評価の関係者も）

その場所に、園の職員と保護者以外に第三者がいることがわかっていれば、不用意な会話をしなくて済みます。

出来るだけ、来訪者にはゲストバッチなどの着用をたのみ、「私はゲスト」という自己主張をしてもらうようにご検討ください。

また、何時何分に外部の人がそこにいた・・・という記録を取ることも安全管理上望ましいものです。セキュリティ上の問題しかり、忘れ物の確認や、人の出入りについての検討材料ともなります。

会社などでは、来訪時、お客様に来訪者カードの記入をお願いすることがありますが、内部記録なので、ノートなどにつけておくことでも十分です。ただし、このノートに、来訪者のお名前が記載されると、このノート自体が「個人情報データベース」となりますので、保管はしっかりとしてください。

以上のような対策は、個人情報の安全対策のうち物理的な安全対策といわれる一つです。保育園内は、誰にとっても安心、安全な場所でなければなりません。ゲストバッチの体裁にこだわる必要はありません。子ども用のバッチに「ゲスト」と書くだけで十分ですし、来訪者自身が持っている社員バッチなどを着用してもらうのもいいですね。

※2017年の改正個人情報保護法では、要配慮個人情報の第三者提供をする場合は事前の同意が必ず必要となりました。さらに個人情報の第三者提供を受けたり、第三者提供をした場合はその授受の記録をとらなければならないなど、厳しい要求をされています。（例外規定が多数あり、保育園業務ではほとんどが例外規定に入ることが多いと思われます）

園内の安全確保はもちろんのこと、業者さんとの関係を疑われないような配慮も必要です。

第3回 掲示板の写真

■シーン

先日から廊下に、子どもたちの園での様子が写された写真が掲示されている。ゆっくり見る時間がなくて辛いけど、購入希望の締め切りが近いようだ。

不細工な顔をしている子がいると思ったらわが子だった。この写真を他の父兄も見ているかと思うと恥ずかしくてたまらない。

先生に頼んで、この1枚だけでもはがしてもらおうか？ 他のお子さんも一緒に写っているから無理かもしれないけれど。

◆解説

ポイントは、同意と、苦情対応と、掲示場所の3点です。

まず、同意について。

園では、入園の折に、重要事項や個人情報の利用について保護者への説明と署名をもらっている筈なので、今回の写真の掲示など個別の場面ごとに、保護者への説明や同意を取る必要はありません。写真の掲示のたびに、いちいち保護者からの同意を取らなくても手続き上特に問題はありませんが、一歩進めて配慮があってもいいかもしれません。

それが、苦情対応です。

たとえば、「掲示にあたってご意見・ご相談は担任までお気軽にお寄せください」といったメッセージと一緒に掲示しておく、苦情相談受付の窓口を明示したことになります。保護者が掲示を希望しないような写真は、掲示はもとより販売も控えた方がいいでしょう。大人だって、自分の気に入らない写真を他人が手に入れるのは気分が良くないものです。ただ、子ども子どもならではの表情を、ありのままに受け入れられるそんな大人が増えるといいですね。

最後に、掲示場所の点検をしてください。

園の職員や保護者だけが目にすることができる場所での掲示なら問題はありませんが、玄関など、第三者の目に入ることの多い場所は避けるべきでしょう。



第4回 この写真を撮ったのは誰？

■シーン

廊下に掲示されている写真は、噂によると、何年か前に卒園した子の保護者でプロのカメラマンの方がいるので、その方に頼んで撮影してもらっているようだ。

どうりで、素人ばなれしている写真だと思っていたけれど、そういうことか・・・



◆解説

卒園した子の保護者がカメラマンだったのか、頼んだカメラマンが、卒園した子の保護者だったのか・・・が問題ではありません。

園の仕事として頼んでいるならば、園としては必要な手続きをカメラマンとの間にする必要があります。

この場合は「業務委託契約」となりますが、仕事の範囲、撮影したデータの帰属、所有権などを明記した契約書を取り交わすべきです。

また、カメラマンには個人情報の取扱いについて守るべき事項などもしっかりと書面で伝えておきましょう。

これは、仕事を請け負うカメラマンにとっても、決して不利益になることではありません。何をしたらいけないのか自覚してもらうことが、カメラマン自身にも必要です。特に、撮影した写真データの取扱いについては厳重に取り決めましょう。

複製をとらない、園の許可なしに第三者に開示しないなどを盛り込みます。ただし、写真を撮影したのが保育園の職員ならば、業務の一環となるのでここまでの対応は不要です。撮影データの保管についてしっかりと安全対策をとるようにしましょう。

※もとより個人情報保護法は委託元責任を強くうたっている法律で、園からの委託業務に個人情報が絡む場合は、委託先の選定基準を明確にしておく必要があります。なぜその相手を選んだのかという理由をあやふやにしたままでは、その後の個人情報の取り扱いも心配になりますので、委託契約にいたる手順を確立してください。

第5回 お茶目な園児の噂で盛り上がる

■シーン

隣のクラスの先生が、そのクラスのお子さんのお茶目な話をしているのがこちらのクラスまで聞こえてくる。

それを聞いていたその場にいたお母さんたちと一緒に、ひとしきり大爆笑した。

今度その子と、お母さんに会ったら思い出し笑いしそうだ。



◆解説

今回のシーンに、個人情報が登場してきません。

個人情報とは、文字や画像などのように記録されたものをいいますので、単なる噂話では個人情報うんぬんという議論にはなりません。

このシーンで問題になるのは、プライバシーへの配慮です。

何も悪口でなく、子どもらしいとても可愛らしい様子の噂話でも、それをほほえましいと思うか、恥ずかしいと思うのか、人の心の動きはわかりません。当事者がいない場所での噂話は、大人として、礼儀として控えるべきであり、保育の現場においてはさらに厳に慎むべきことです。

クレームとしては、「個人情報の扱いが悪い」といった表現で言われることが多い問題ですが、ここでの問題はプライバシーへの配慮であることをしっかりとおさえ、適切な対応をこころがけてください。

第6回 担任の先生の携帯電話の待ち受けは・・・

■シーン

保育園の先生方は、子どもが本当に好きな方が多く、いつも優しくわが子を見守ってくれるからありがたい。そういえば、担任の先生の携帯電話の待ち受けは、クラスの子どもの集合写真だと聞いた。



◆解説

写真も、特定の個人を識別できる場合、りっぱな個人情報となります。

もうひとつ重要なのが、個人情報はどこにあるか？という問題よりも、何に使っているか？という利用目的の方が重要な点です。

つまり、個人で所有している携帯電話であろうと、そこに登録されている個人情報が仕事で使うものであれば、その個人情報は保育園の情報であるということになります。万一、携帯電話を紛失したり、盗難された場合には、それが即、個人情報の流出！という事態に直結してしまいます。

園児たちの写真も、保育園という職場が安全管理の義務を持つ情報であるので、安易な気持ちでご自分の所有物扱いをするのは大変危険です。

仕事とプライベートは意識的に、上手に分けて対処してください。

第7回 退職する先生が思い出にとパシャリ

■シーン

今月で退職するという保育士さんが、楽しかった思い出にと、うちの子どもの写真を撮りたいとお申し出をもらった。この保育士さんは、この保育園にいい思い出がたくさんあるんだろうなあと、ちょっと羨ましい。

たいした子どもではないけれど、気持ちよく親子でパシャリと写真におさまった。私たちのあとも、他の親子に声をかけていたようだ。



◆解説

退職する職員が思い出にと、お子さんや保護者の方と記念写真を撮ることがあります。ご本人もしくは、保護者の同意（口頭でも可）さえあれば、特に目くじらをたてることもないかもしれません。（保育園の場合は、保護者の同意が必要です）

ただし、保育園としては、職員が退職するまでは、保育園の指揮命令下にあるのでその写真の取扱いについては園の規定に基づいた対応をさせていただきます。反対に、職員の退職後は、保育園の規定に従わせることは出来ません。

退職の手続きの一環として、職員が保有している保育園の個人情報を含む情報については、一切返還するようにしてください。ご本人の同意を得た記念写真まで返還しろというのは、確かにやり過ぎなので、念のため、記念写真を第三者に提供しない、インターネット上に保存しないなどの約束事を提示し、注意を促す、誓約書に署名してもらうという措置も検討してみてください。

怖いのは、退職するご本人に悪意はなくとも、本人の意図を超えて個人情報が利用されるおそれがあるということです。実際、介護施設で、利用者の写真を撮った職員によるインターネット上への流出が、大問題になった事件がありました。この職員は写真を撮ったことは認めましたが、インターネット上に載せた覚えはないということです。つまり、撮った人と、流出させた人が別人であるというケースがあるのです。

子どもの安全が第一です。

たかが写真と思われるかもしれませんが、その写真が子どもの安全と尊厳を脅かす可能性を持っていることに鈍感でいいはずはありません。

第8回 アレルギー献立表

■シーン

わが子のクラスの部屋の壁には、「アレルギー対応献立表」というものが貼ってある。食物アレルギーを持つお子さんには、個別に献立を立てていると聞いたことがあるが、こんなきめ細かい対応までしてくれるんだと、改めて驚く。

それにしても、同じクラスのすずちゃんにそばアレルギーがあるとは知らなかった。



◆解説

アレルギー情報は、大変センシティブ（機微）な情報であり、個人情報の中でも最大級の取扱い注意のレベルにある情報です。まさに、生命の安全に直結する情報ですから、アレルギー情報が適切に扱われない場合を考えると、空恐ろしくなります。

お子さんへ間違いなく対応するために、保育士さんの目につくところにアレルギー情報を掲示していること自体、問題があるわけではありません。その情報が必要な人にだけわかるような工夫をお願いします。

今回のように、他の保護者にもわかる状態は改善をお願いします。

※1回目の「玄関先での立ち話」でもご紹介のとおり、2017年の改正個人情報保護法より、病歴や心身の障害などは個人情報のなかでも特にその扱いを慎重にしなければならないとする「要配慮個人情報」と定められました。ここではアレルギー情報が「要配慮個人情報」となります。この情報は大変重要な情報なので、場合によっては保健所や医療機関と共有している場合もあります。あらかじめ保育園以外の組織等とアレルギー情報を共有する場合は、その旨を保護者に通知し、同意を得ておく必要があります。

第9回 保護者との会話や相談

■ シーン

帰り支度をしていたら、担任の保育士さんから声をかけられ、ここ数日、うちの子が少々荒れていると聞かされる。私がストレス過剰であるのは確かで、それが影響しているのかなあ？と反省していたら、「ご家庭で何かありましたか？」と言われた。

そばにいたゆう君のママが聞き耳を立てるのがわかった。

たとえ家庭で何かあっても、ここでは話す気にはなれないなあ・・・



◆ 解説

今回のシーンでは、ブツとしての個人情報はどこにも存在していないので、ポイントとなるのは「プライバシー」の方です。

このようなシーンで「個人情報」という言葉を使うと、話がややこしくなるので意識的に排除しましょう。

お子さんの様子について保護者に確認したいことなど、相手のプライバシーに配慮して、他人の耳や目のないところ、時間などを選んでください。

おそらく、すでに十分な配慮がされていると思いますが、馴れてきたときが危険です。このくらい大丈夫か？とか、あの人に聞かれても心配ない・・・という油断や思い込みに気をつけてください。

第10回 収入証明書

■シーン

今日まで提出予定だった「収入証明書」をすっかり忘れていた。

園長先生が、他の方が記入された用紙を見せながら、「これだから、明日は忘れないでね」と笑顔で注意をする。

年収1000万円って、どこの家だ?と思ったが、名前までは確認できなかった。

しばらく気になりそう・・・

*「収入証明書」という書類の提出は、保育園で必ずしも実施されているものではありません。



◆解説

年収に関する個人情報も、センシティブ（機微）情報であり、取扱いには嚴重注意が必要です。

何がセンシティブ情報かと迷った場合には、ご自分が他人から聞かれて返答をするのをためらうような情報が、それだと考えるのがわかりやすいです。

一般的には、

- ・ 個人信用情報（金融、資産関連）
- ・ 趣味、嗜好、身体特性、交友関係
- ・ 学歴、結婚歴、性格判断、心理テスト結果

といった分類があります。

今回の年収については、個人信用情報に該当します。

個人情報にも、その取扱い方法が内容によって変わることがある・・・とご承知ください。

※「年収」は 2017年の改正個人情報保護法であらたに定められた「要配慮個人情報」ではありませんが、あえて自ら公表はしない類の個人情報でもありますので、機微情報として慎重な取り扱いを心がけてください。

第11回 留守番電話

■シーン

帰宅したところで、念入りにも主任の先生からも「収入申告書」の督促をする留守電が入っていた。

留守番電話を聞いたらしい母から、「明日は忘れないようにね!」と叱られてしまった。



◆解説

個人情報記録として、ブツとして、そこにあるものが個人情報だと解説してまいりました。留守番電話の場合、再生可能な状態で保存されるために、「音声」＝「個人情報」となってしまう。

また、聞かれては困る人に聞かれない保証ありません。そうすると、プライバシーへの配慮も欠けたことになります。

実際に、ある県警の職員が、生活相談を受理したことを相談者の自宅の留守番電話に残したところ、当の相談者から、相談の事実を家族に知られたと訴えられ、県の個人情報保護条例違反（目的外の利用）を問われたことがあります。

留守電には、あまり詳細な内容を吹き込まないようにすることが求められます。もしくは、当の本人にしかわからないような言い回しなども必要でしょう。

留守番電話を多用する場合には、あらかじめ留守番電話への用件吹き込みについて、ご本人からの同意を取っておくこともお勧めです。

こんなものも、個人情報になる!という事例でした。

※保護者本人の携帯電話だったら留守電を残しても大丈夫?とのご相談もありました。固定電話よりは他人にメッセージを聞かれる心配はありませんが、携帯電話と固定電話でメッセージを残す残さないと対応を分けることが適切かどうか、それぞれ園でご検討ください。

第12回 見守りカメラ（防犯カメラ）の映像

■シーン

保育園では安全対策の一環として、お部屋や玄関などに見守りカメラを設置したと今月のお便りでお知らせされていた。玄関のカメラはいわゆる防犯カメラのことだとわかるけど、お部屋の中にまでカメラってやりすぎじゃないのかしら？ この間のお迎えの時に、随分ぐずられて親子で大騒ぎしたことがあったけど、あのシーンも映っているのかしら？ ちょっと気になる。

◆解説

玄関に設置した防犯カメラの利用目的は、犯罪の抑止と検証です。なので、ここにカメラがありますよ・・・ということを知るようにステッカーを貼ったりしましょう。カメラそのものがどこにあるかを示す必要はないと考えますが、適切な告知方法は是非、セキュリティ会社やカメラ設置時に業者さんや専門家と相談してみてください。

問題は、カメラで撮影した映像の管理方法です。映像が「個人が識別できる」状態であれば、個人情報を取得したことになります。特に日常的にカメラの稼働範囲で行動する保護者や職員にはその旨をお知らせしておいてください。

また、保育室にカメラを設置する理由は様々ですが、事故発生時の原因の調査なども考えられます。カメラが稼働しているところでは「見られている」意識がはたらき、本来の自由な行動が制限される可能性もあります。プライバシーの侵害にもつながるデリケートな問題です。問題になる前に、利用目的・保存期間・閲覧者について保護者や職員の理解を求めるような努力が求められます。

※令和2（2020）年の個人情報保護法では保管期間がたとえ0日でも保有個人情報として保護の対象となりました。最低でも利用目的と保管期間、閲覧者の3つについては文書化した上で運用するようにしましょう。

第13回 子どもの写真<シェアレンティング>

■シーン

保護者会に参加したら、普段のクラスでの様子を映した動画を見せてもらった。普段家で見せている様子とはずいぶん違った子どもの一面を知ることができた。でも、子どもがふざけてカメラの前で大股をひろげたり、スカートの下から下着がのぞいたりしているシーンには困った。よその保護者さんには「かわいい」と言ってはくれたけど、家に帰ったらちゃんと注意しておかなければ。短いスカートも明日からはかせないようにしよう。

■解説

デジタルタトゥーという言葉や「忘れられる権利」などが注目されているように、本人にとって望ましくない情報があります。

保育園内での活動を記録した動画は、あどけない子どもの様子です。実際にそれを観るのは職員だったりご家族だったりと限定された人たちです。目的は発達段階の解説や保育の関与などを理解することだったりします。何もやましいことはありませんし、大切で、必要なことです。映像がなければ、説得力のないものです。もし、個人情報の問題があるなら保護者の同意があれば構わないのかもしれませんが。保護者の同意はもちろんですが、では子ども本人の気持ちはどうなのでしょう。

昨今、シェアレンティング（Sharenting）という言葉が注目されています。親が自分の子どもの情報や写真をネット上にシェア（投稿）することを指します。かわいい、楽しい、他の人に見せたいという大人の気持ちの前に、子ども本人の意思や感情は無視され続けます。

親だけでない、保育関係者も、「保育」を理由に同じことをしていないでしょうか？

保育に携わる方へお願いです。子どもの画像を利用されるときには、さらなる想像力と配慮を切にお願いします。

おわり